

和泉市分別収集計画 (第 8 期)

平成 2 8 年 6 月

和泉市環境産業部生活環境課

目 次

1	計画策定の意義	-----	1
2	計画の基本的方向	-----	2
3	計画期間	-----	2
4	対象品目	-----	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込	-----	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	-----	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	-----	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の 量の見込み	-----	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の 見込みの算定方法	-----	7
1 0	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	-----	9
1 1	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	-----	1 0
1 2	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	-----	1 1

1 計画策定の意義

本市総合計画策定の趣旨は、行政が担っていた施策、事業を住民と行政の協働で取り組んで行くこととしており、その中で、ごみ問題も市民、事業者、行政などが自らの問題として認識し、取り組むことが必要であると考えています。

市民誰もが、快適でうるおいのある生活を持続するためには、市民のライフスタイルの見直し、事業者による使い捨て製品や過剰包装の自粛、環境負荷の少ない製品の提供等を行い、事業者自らも製造から流通までの意識改革が必要となり、行政もこれを実現するための施策を施すといった大量生産、大量消費、大量廃棄物の社会システムを、環境に配慮したシステムづくりに転換することが求められています。

当市においても、平成 27 年 10 月から家庭系日常（可燃）ごみの有料化により、ごみの減量に取り組んでいます。また、町会、自治会、婦人会等に向けて廃棄物の発生を抑制し再利用を促進して頂くよう研修や出前講座を実施し、可燃ごみに含まれている容器包装廃棄物等の収集に取り組んで頂くよう全世帯にチラシの配布や町会を通じて回覧をし、容器包装廃棄物等の収集強化に努めてまいりました。加えて、環境教育の一環として小学校 4 年生向け副読本を作成し、毎年要請に応じて市内小学校へ出前授業を実施しています。出前授業を実施する中で、容器包装廃棄物等の収集リサイクルが簡単に出来るよう学校だけではなく家庭でも意識付けができ、地域における身近な環境問題として認識できるよう、この機会を捉えて活発な啓発活動を展開しています。今後についても、多量廃棄物事業者への個別指導、及び和泉市内近隣の駅で市民を対象に容器包装廃棄物等の収集についての啓発活動を拡大していく予定です。

容器包装ごみの資源化推進については、現在、缶類、びん類、ペットボトル、食品トレイ、プラスチックボトル等、飲料用紙パック、段ボール、その他の紙類等の分別収集を行っており、食品トレイやプラスチックボトル等以外のその他プラスチック製容器包装について、平成 29 年 4 月からの分別収集を計画しているが、泉大津市及び高石市は平成 28 年 4 月から分別収集を実施し、資源化センターへ搬入することから、今後、プラスチック関連の搬入量を見極め、本市の分別収集を慎重に進める必要がある。

このような状況のもと、本計画では一般廃棄物の容器包装廃棄物を分別収集し、焼却炉の延命や最終処分量の削減を図る目的で、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確化し、具体的な推進方策を明らかにするとともに、取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進することで、廃棄物の発生抑制、資源の有効利用を図り、資源循環型社会の実現を目指すものです。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- ・ ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再利用（Recycle）を基本とした循環型地域社会づくり
- ・ ごみの排出抑制、分別収集（排出）の促進
- ・ 環境に負荷の少ない循環型処理の推進
- ・ 市民、事業者、行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定することとします。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物である、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装の10品目を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込

（法第8条第2項第1号）

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	13,395t	13,237t	13,120t	12,935t	12,896t

<表 容器包装廃棄物の排出見込量>

単位：t

品 目		29	30	31	32	33
金属	スチール製容器	384	379	376	371	370
	アルミ製容器	549	542	537	530	528
ガラス	無色のガラス製容器	1,043	1,031	1,022	1,007	1,004
	茶色のガラス製容器	878	868	860	848	845
	その他の色のガラス製容器	329	325	322	318	317
紙類	飲料用紙製容器	384	379	376	371	370
	段ボール	2,471	2,442	2,420	2,386	2,379
	その他の紙製容器包装	1,922	1,899	1,882	1,855	1,850
プラスチック	ペットボトル	1,043	1,031	1,022	1,007	1,004
	白色トレイ	164	162	161	159	158
	その他のプラ製容器包装	4,228	4,179	4,142	4,083	4,071
合 計		13,395	13,237	13,120	12,935	12,896

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため以下の方策を実施します。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、市、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要です。

和泉市ごみ減量等推進審議会
本市におけるごみ減量対策及び廃棄物処理行政の進め方について審議調査を行う。
和泉市ごみ減量等推進員制度（リサイクリーン制度）
地域におけるボランティアリーダーとして、ごみの減量・資源化及び適正排出に関する啓発活動、環境美化の推進のため地域住民への啓発及び指導等の活動を行う。
再資源化事業推進奨励金制度（集団回収制度）
町会、自治会、子供会、婦人会等の登録団体が回収した新聞、雑誌、ダンボール、古繊維、飲料用紙パック、その他紙類の重量に応じて奨励金を交付し、紙類の資源化を推進する。
ペットボトル拠点回収
市内のスーパー等で自主回収を行っている店舗を案内し、効率的な回収を実施し、ペットボトルのリサイクルを推進する。
環境教育啓発活動の推進
小学校4年生向け社会科副読本「ごみとわたしたち」を発行し、授業の中でごみと生活についての環境教育を推進する。さらに市内の小学校に職員が講師として出向き、小学4年生を対象にごみ減量出前授業を実施する。 また、市内町会、自治会等からの依頼に応じ、ごみの説明会やごみ処理施設の見学を実施し、啓発を行う。
リサイクルプラザ「彩生館」の利用による啓発
リサイクル活動のための交流、情報交換等の活動の拠点施設として、平成9年4月に、リサイクルプラザ「彩生館」をオープン。再生品の展示室やリサイクル工房、各教室や講座等を通じて、ごみの排出抑制及びリサイクルの啓発活動を行う。
過剰包装の抑制・買い物袋持参の推進
市内エコショップ登録店等に包装の簡素化を推進し、また、買い物には、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）持参を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残存容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定めます。

また、市民の協力度、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、次表右欄のとおりです。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	資源物（カン類）	
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	資源物（ビン類）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	新分別（紙パック）	
主として段ボール製の容器	新分別（段ボール）	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	新分別（その他紙類）	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	新分別（ペットボトル）	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	新分別（白色トレイ・卵パック）	
	新分別（プラスチックボトル）	

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定
分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル
法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の
量の見込み**
(法第8条第2項第4号)

品 目	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	366 t		365 t		364 t		362 t		361 t	
主としてアルミ製の容器	103 t		102 t		102 t		101 t		101 t	
無色のガラス製の容器	(合計) 222 t		(合計) 222 t		(合計) 222 t		(合計) 220 t		(合計) 220 t	
	(引渡) 0t	(独自) 222t	(引渡) 0t	(独自) 222t	(引渡) 0t	(独自) 222t	(引渡) 0t	(独自) 220t	(引渡) 0t	(独自) 220t
茶色のガラス製容器	(合計) 268 t		(合計) 266 t		(合計) 265 t		(合計) 264 t		(合計) 264 t	
	(引渡) 0t	(独自) 268t	(引渡) 0t	(独自) 266t	(引渡) 0t	(独自) 265t	(引渡) 0t	(独自) 264t	(引渡) 0t	(独自) 264t
その他のガラス製容器	(合計) 21 t		(合計) 21 t							
	(引渡) 0t	(独自) 21t	(引渡) 0t	(独自) 21t						
主として紙製の容器であって飲料を充てるためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	10 t		10 t		10 t		10 t		10 t	
主として段ボール製の容器	982 t		977 t		975 t		968 t		965 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 19 t		(合計) 19 t							
	(引渡) 0t	(独自) 19t	(引渡) 0t	(独自) 19t						
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計) 416 t		(合計) 416 t		(合計) 416 t		(合計) 415 t		(合計) 414 t	
	(引渡) 0t	(独自) 416t	(引渡) 0t	(独自) 416t	(引渡) 0t	(独自) 416t	(引渡) 0t	6 (独自) 415t	(引渡) 0t	(独自) 414t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,766 t		(合計) 1,764 t		(合計) 1,767 t		(合計) 1,759 t		(合計) 1,757 t	
	(引渡) 0t	(独自) 1,766t	(引渡) 0t	(独自) 1,764t	(引渡) 0t	(独自) 1,767t	(引渡) 0t	(独自) 1,759t	(引渡) 0t	(独自) 1,757t
(うち白色トレイ)	(合計) 33 t		(合計) 33 t							
	(引渡) 0t	(独自) 33t	(引渡) 0t	(独自) 33t						
計	4,173 t		4,162 t		4,161 t		4,139 t		4,132 t	

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定
分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル
法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の
量の見込みの算定方法**

「スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器類」、「段ボール、ペットボトル、プラスチック容器包装」、「飲料用紙製容器、その他の紙製容器包装」に分類し、各々の分別収集の達成度合等を考慮し、次のとおり算出した。

＜各品目の算出方法＞

$$\boxed{\text{平成26年度の分別基準適合物等の市民1人あたりの実績}} \times \boxed{\text{各年度予測人口}}$$

＜人口の予測＞

人口予測（人）	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	186,700人	186,467人	186,234人	186,000人	185,740人

※人口予測は、和泉市第4次一般廃棄物処理基本計画より抜粋

収集実績（過去5カ年）

＜過去5カ年実績＞単位：t

平成26年度人口

187,166人

	22	23	24	25	26
スチール製容器	409	403	425	392	370
アルミ製容器	69	75	96	99	104
無色のガラス製容器	263	248	237	237	229
茶色のガラス製容器	317	299	285	287	266
その他の色のガラス製容器	35	42	34	35	22
飲料用紙製容器	2	3	8	7	9
段ボール	1124	1093	1,015	971	872
その他の紙製容器包装		8	21	27	17
ペットボトル	442	424	425	429	416
白色トレイ	40	44	41	32	33
その他のプラ製容器包装	76	71	84	90	94
合計	2,777	2,710	2,671	2,606	2,432

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

<分別収集の実施主体>

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	資源物 (カン類)	市による定期 収集(月2回)	一部事務組合
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	資源物 (ビン類)	市による定期 収集(月2回)	一部事務組合
	茶色のガラス製容器			
	その他ガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	新分別 (紙パック)	市による定期 収集(月2回) 及び住民団体 による集団回 収	一部事務組合から 民間業者 (古紙再生業者) へ移行 (平成28年度実 施)
	段ボール	新分別 (段ボール)		
	その他の紙製容器包装	新分別 (その他紙類)		
プラスチック	ペットボトル	新分別 (ペットボトル)	市による定期 収集(月2回) 及びスーパー 店頭拠点回収	一部事務組合
	白色発泡スチロール製 食品トレイ	新分別 (白色トレイ)	市による定期 収集(月2回)	一部事務組合
	その他のプラスチック 製容器包装	新分別 (プラスチックボトル)		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項
(法第8条第2項第6号)

＜処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類＞

処理の段階	区 分	仕 様
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
		専用収集車両 (ペットボトル・プラスチック類)
選別・保管	一部事務組合	

＜分別収集の用に供する施設＞

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	資源物（カン類）	袋	パッカー車 ダンプ車	一部事務組合 (選別・圧縮施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	資源物 (ビン類)	袋	パッカー車 ダンプ車	一部事務組合 から民間業者 (古紙再生業者)へ移行 (平成28年度 から実施)
茶色のガラス製容器				
その他ガラス製容器				
飲料用紙製容器	新分別（紙パック）	縛る	パッカー車 ダンプ車 集団回収	一部事務組合 から民間業者 (古紙再生業者)へ移行 (平成28年度 から実施)
段ボール	新分別（段ボール）	縛る		
その他の紙製容器包装	新分別（その他紙類）	縛る		
ペットボトル	新分別 (ペットボトル)	袋	パッカー車 ダンプ車	一部事務組合
その他のプラスチック製容器包装	新分別（白色トレイ）	袋	パッカー車	一部事務組合
	新分別 (プラスチックボトル)			

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からの委員で構成されたごみ減量等推進審議会で審議し、効率的な収集体制を検討します。
また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、ごみ減量等推進員を各町会・自治会内に1人ずつ配置し、適正な処理方法を推進します。
- 自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付制度を継続して実施します。
- 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改訂時には、その記録を基に事後評価を行うこととします。